

平成 30 年度 福島県避難市町村家賃等支援事業助成金給付要綱

平成 30 年 4 月 16 日施行

平成 30 年 6 月 29 日一部改正

平成 31 年 3 月 29 日一部改正

(目的)

第 1 条 福島県は、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故により、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力HD」という。）から平成 30 年 3 月末までとされている賃貸住宅等の家賃の賠償（以下「家賃賠償」という。）を受けた世帯及び平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に応急仮設住宅等を退去して賃貸住宅等へ移転した世帯のうち、応急仮設住宅の供与が平成 31 年 3 月末まで一律延長された区域（別表）から避難し、やむを得ない事情により平成 30 年 4 月以降も賃貸住宅等へ居住することを余儀なくされ、家賃等の支援を必要とする世帯に対して、予算の範囲内で助成金を給付することで、避難者の生活再建に結び付ける。

(助成対象者)

第 2 条 助成金の給付の対象となる者（以下「助成対象者」という。また、助成対象者のいる世帯を「助成対象世帯」という。）は、各号の要件を全て満たす世帯の代表者とする。なお、この事業の目的に照らして、福島県知事（以下「知事」という。）が特に必要と認める者は、助成対象者に含めることとする。

- 一 応急仮設住宅の供与が平成 31 年 3 月末まで一律延長された区域に、平成 23 年 3 月 11 日時点で居住していた世帯
- 二 次のア又はイに該当する世帯
 - ア 平成 30 年 3 月分までの家賃賠償を受けた世帯
 - イ 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に応急仮設住宅等を退去して賃貸住宅等へ移転する世帯（ただし、移転前の応急仮設住宅等 1 戸につき移転先の賃貸住宅等は 1 戸までとする。）
- 三 申請する期間において、賃貸住宅等に居住している世帯
- 四 東京電力HDから福島県への個人情報の提供及び福島県から東京電力HDへの個人情報の提供に同意する世帯
- 五 申請者世帯への生活再建支援を推進するとともに、応急仮設住宅等の退去を確認するため、福島県が関係行政機関や避難者支援事業の業務委託先と個人情報を共有することに同意する世帯
- 六 やむを得ない事情により平成 30 年 4 月以降も賃貸住宅等へ居住することを余儀なくされ、福島県による平成 30 年 4 月以降の家賃等の支援を必要とし、その支援を希望する世帯

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、第4条に定める助成対象費用として、知事が認める金額とする。

(助成対象費用)

第4条 助成の対象とする費用（以下「助成対象費用」という。）は、助成対象世帯の構成員が居住していることを確認できる賃貸住宅等について、助成対象世帯が負担する次の費用とする。

一 家賃（共益費、管理費を含む。）

平成30年4月分から平成31年3月分までとする。

ア 第2条第2号アに該当する世帯（平成30年3月分の家賃賠償を受けた世帯）

助成対象世帯1世帯の構成員が複数の賃貸住宅等に分かれて居住している場合は、第3項第1号アに規定する上限の範囲内で、それらの家賃月額を合計した金額に月数を乗じて算出した金額とする。

イ 第2条第2号イに該当する世帯（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に応急仮設住宅等を退去して賃貸住宅等へ移転する世帯）

第3項第1号イに規定する上限の範囲内で、移転先の賃貸住宅等に係る家賃月額に月数を乗じて算出した金額とする。

ただし、助成対象となる複数の賃貸住宅等に分かれて居住する第2条第2号アに該当する助成対象世帯の一部の構成員が、当該応急仮設住宅等1戸を退去し賃貸住宅等1戸へ移転して第2条第2号イに該当することとなった場合、当該構成員の移転先の賃貸住宅等に係る助成対象費用については、第3項第1号イに規定する上限の範囲内で金額を算出するとともに、第3項第1号アで算出する金額については当該構成員の住宅に係る助成対象費用を除することとする。

二 更新手数料

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に更新時期を迎える、当該賃貸住宅等の賃貸借契約書に記載された金額とする。

2 知事は、前項の助成対象世帯の構成員の居住の実態について、公共料金の使用量のお知らせの写し等により確認する。

3 助成対象費用の月額上限は、次のとおりとする。

一 家賃（共益費、管理費を含む。）

ア 第2条第2号アに該当する世帯（平成30年3月分の家賃賠償を受けた世帯）

東京電力HDが助成対象世帯に対し、平成30年3月分の家賃賠償の対象として認めた家賃の合計金額とする。

イ 第2条第2号イに該当する世帯（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に応急仮設住宅等を退去して賃貸住宅等へ移転する世帯）

移転先の賃貸住宅等1戸につき、入居者数4人までは月6万円、入居者数5人以上は月9万円とする。

ただし、助成対象となる複数の賃貸住宅等に分かれて居住する第2条第2号アに該当する助成対象世帯の一部の構成員が、当該応急仮設住宅等1戸を退去し賃貸住宅等1戸へ移転して第2条第2号イに該当することとなった場合、当該構成員の移転先の賃貸住宅等に係る助成対象費用については、移転先の当該住宅等1戸につき、

入居者数4人までは月6万円、入居者数5人以上は月9万円とするとともに、第3項第1号アで算出する金額については当該構成員の住宅に係る助成対象費用を除することとする。

二 更新手数料

本条第1項第二号に規定する契約書に記載されている金額とする。

- 4 助成金の申請受付期間内における賃貸住宅等間の転居及び応急仮設住宅等から賃貸住宅等への移転については、それらの家賃を助成対象費用として算定できるものとする。
- 5 前項に関して、月半ばの転居など、家賃等に日割が生じる月の助成対象費用の算定は、日割による算定を行わず、前月分と同額とみなす。ただし、その月の家賃負担額が前月分を下回る場合は、家賃負担額（実費）とする。なお、応急仮設住宅等からの移転先である新たな賃貸住宅等の家賃については、契約始期（応急仮設住宅等から賃貸住宅等への移転日と考えられる日）が月の初日である場合を除き、翌月分から算定することとする。

（助成金の給付の申請）

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、貸主へ支払った助成対象費用の平成30年4月分から起算して3か月分ごとに、「福島県避難市町村家賃等支援事業助成金給付申請書（第1号様式）」（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事へ助成金の給付を申請するものとする。

一 助成対象とする賃貸住宅等の賃貸借契約書等の写し

ただし、2回目の申請以降については、前回申請した内容から変更がない場合、その添付を省略できるものとする。

二 助成対象とする賃貸住宅等の家賃（共益費及び管理費を含む。）及び更新手数料の支払実績を確認できる書類（領収書の写し等）

三 助成対象とする賃貸住宅等への居住を証明する書類（住所、氏名が明記された公共料金の使用量のお知らせの写し）

ただし、申請のたびに、申請対象月のいずれかの1か月分を添付することとする。

四 助成金の振込口座が確認できる書類（申請者名義のもの）（預金通帳の写し等）

ただし、2回目の申請以降については、前回申請した内容から変更がない場合、その添付を省略できるものとする。

五 その他知事が必要と認める書類

2 申請者は、助成金の給付を申請する際に、次の各号に同意するものとする。

一 当該事業の円滑な遂行に必要な範囲で、東京電力HDが保有する原子力損害賠償に関する申請者世帯の個人情報を福島県が東京電力HDから提供を受けること。

二 当該事業や原子力損害賠償事務の円滑な遂行に必要な範囲で、福島県が保有する当該助成金の給付に関する申請者世帯の個人情報を東京電力HDが福島県から提供を受けること。

三 申請者世帯への生活再建支援を推進するとともに、応急仮設住宅等の退去を確認するため、福島県が関係行政機関や避難者支援事業の業務委託先と個人情報を共有すること。

- 3 知事は、前項に関する申請者の同意がないとき、又は重複の申請があったとき、申請書類一式を申請者に返却することができるものとする。
- 4 知事は、必要がないと認めるとき、本条第1項に規定する添付書類の一部を省略することができるものとする。
- 5 知事は、助成金の給付の申請を平成30年6月1日から平成31年9月30日まで受け付けることとする。ただし、第2条第2号イに該当する世帯からの助成金の給付の申請については、平成30年8月6日から受付を開始することとする。

(助成金の給付の決定)

- 第6条 知事は、前条の規定による申請書を受領したとき、その内容を審査し、速やかに助成金の給付の可否及び給付額を決定し、「福島県避難市町村家賃等支援事業助成金給付決定通知書(第2号様式)」又は「福島県避難市町村家賃等支援事業助成金不給付決定通知書(第3号様式)」により、申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の場合において、適正な助成金の給付を行うために必要があるとき、助成金の給付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の給付を決定するものとする。

(助成金の給付の申請の取下げ)

- 第7条 申請者は、助成金の給付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、申請を取り下げることができる。

(助成金の給付)

- 第8条 知事は、第6条に基づいて助成金の給付の決定を通知したとき、助成金の給付の決定を受けた者(以下「給付決定者」という。)に対し、第3条及び第4条により知事が認める助成金の額を給付するものとする。
- 2 知事は、給付決定者に給付した助成金と本来給付すべき助成金の額に差があることを認めるとき、原則として、次回の助成金の給付において精算することとする。

(給付決定者からの状況報告)

- 第9条 知事は、必要があると認める場合、給付決定者に対して進捗状況などの報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係書類の検査、若しくは関係者へ質問をすることができる。

(助成金の給付の決定の取消し等)

- 第10条 知事は、助成金の給付の決定を受けた後に助成対象の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により助成金の給付の決定を受けた者に対して、助成金の給付の決定の全部又は一部を取り消し、及び給付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。
- 2 知事は、前項の取消しの決定を行ったときは、「福島県避難市町村家賃等支援事業助成金給付決定取消通知書(第4号様式)」により、給付決定者に通知するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (平成 30 年 4 月 16 日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 16 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 6 月 29 日一部改正)

この要綱は、平成 30 年 6 月 29 日から施行し、改正後の第 1 条、第 2 条、第 4 条及び第 5 条の規定は平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日一部改正)

この要綱は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。

別表 (第 1 条関係)

応急仮設住宅の供与が平成 31 年 3 月末まで一律延長された区域	○富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域 ○南相馬市、川俣町及び川内村の一部区域 ・南相馬市の帰還困難及び平成 28 年 7 月 12 日に避難指示が解除された区域 (小高区など) ・川俣町の平成 29 年 3 月 31 日に避難指示が解除された区域 (山木屋地区) ・川内村の平成 28 年 6 月 14 日に避難指示が解除された区域 (下川内字 貝ノ坂、荻の地区)
-----------------------------------	--